

新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例(平成17年新潟市条例第151号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定物)

第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定めるものは、木くずチップ(事業活動に伴って生じた木くずを破碎したものをいう。以下同じ。)とする。

(処分を委託する場合における確認等)

第3条 条例第7条第1項の規定による確認は、自ら実地において調査をする方法又は電話その他の通信手段を用いて調査する方法により行うものとする。

2 条例第7条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 確認した年月日
- (2) 確認した者の氏名
- (3) 確認の方法
- (4) 委託に係る産業廃棄物の処理施設の処分の状況
- (5) 委託に係る産業廃棄物の保管場所の状況

3 条例第7条第2項の規定による保存は、同条第1項の規定による記録を処分を委託しようとする事業者等の事務所に備え置き、同項の規定による確認をした日から起算して5年を経過する日までの間行うものとする。

(保管の届出)

第4条 条例第8条第1項本文の規定による届出は、自ら排出した産業廃棄物を屋外で保管しようとする日までに、別記様式第1号により行わなければならない。

2 前項の届出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 保管する土地の所在地に係る登記事項証明書
- (2) 保管する土地が届出者の所有する土地でない場合にあつては、当該土地に係る賃貸借契約書の写しその他の使用の権限を証する書類
- (3) 保管する土地の位置図
- (4) 保管の状況を示す配置図
- (5) その他市長が必要と認める書類

一部改正〔平成23年規則3号〕

(産業廃棄物の保管の届出事項)

第5条 条例第8条第1項第6号に規定する規則で定める事項は次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の業種
- (2) 産業廃棄物の保管開始年月日
- (3) 産業廃棄物の保管終了年月日
- (4) 産業廃棄物の保管方法

一部改正〔平成23年規則3号〕

(保管の変更の届出)

第6条 条例第9条の規定による届出は、届出事項を変更しようとする日までに、別記様式第2号に第4条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて行わなければならない。

2 条例第9条ただし書に規定する規則で定める変更は、前条第1号又は第2号に掲げる事項の変更及び同条第3号に掲げる事項の変更のうち保管終了日以前に保管を終了する変更とする。

一部改正〔平成23年規則3号〕

(保管の廃止の届出)

第7条 条例第10条の規定による届出は、別記様式第3号により行わなければならない。

(産業廃棄物の保管の帳簿)

第8条 条例第11条に規定する帳簿は、毎月末までに、前月中における次に掲げる事項を記録して作成しなければならない。

- (1) 産業廃棄物の搬入又は搬出を行った日
- (2) 産業廃棄物の種類ごとの搬入量、搬出量及び保管量
- (3) 搬入に係る産業廃棄物を搬出した事業場等の名称及び所在地
- (4) 搬出に係る産業廃棄物の運搬先である事業場等の名称及び所在地

2 前項の帳簿の保存は、当該帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間行うものとする。

(特定中間処理産業廃棄物)

第9条 条例第13条に規定する規則で定める特定中間処理産業廃棄物は、燃え殻とする。

2 条例第13条に規定する規則で定める数量は、10トンとする。

(小規模産業廃棄物処理施設における処理の帳簿)

第10条 条例第15条第1項本文に規定する規則で定める事項は、処理する産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。

運搬	1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量
備考	運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、左欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

2 条例第15条第1項本文に規定する帳簿は、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了してなければならない。

3 条例第15条第2項の規定による帳簿の保存は、当該帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間行うものとする。

一部改正〔平成23年規則3号〕

(小規模産業廃棄物焼却施設の維持管理に係る記録及び閲覧)

第11条 条例第17条の規定による記録の閲覧は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 当該記録は、次に掲げる記録事項の区分に応じ、それぞれ次に定める日まで備え置くものとする。

ア 次項第1号ア及び第2号アに掲げる事項 翌月の末日

イ 次項第1号イ及びウ並びに第2号イ及びウに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日又は当該除去を行った日の属する月の翌月の末日

(2) 当該記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供するものとする。

(3) 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒んではならない。

2 条例第17条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 小規模産業廃棄物焼却施設(ガス化改質方式のものを除く。) 次に掲げる事項

ア 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

イ 燃焼室中の燃焼ガスの温度の測定に関する次に掲げる事項

(ア) 当該測定を行った位置

(イ) 当該測定の結果の得られた年月日

(ウ) 当該測定の結果

ウ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

(2) ガス化改質方式の小規模産業廃棄物焼却施設 次に掲げる事項

ア 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

イ 改質設備中のガスの温度の測定に関する次に掲げる事項

(ア) 当該測定を行った位置

(イ) 当該測定の結果の得られた年月日

(ウ) 当該測定の結果

ウ 冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

(特定物保管基準)

第12条 条例第19条に規定する規則で定める数量は、使用済みタイヤにあつては500本とし、木くずチップにあつては20トンとする。

2 条例第19条に規定する規則で定める特定物の保管に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

ア 周囲に囲い(保管をする特定物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。

イ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

(ア) 縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。

(イ) 次に掲げる事項を表示したものであること。

a 特定物の保管の場所である旨

b 保管する特定物の種類

c 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

d 特定物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次号イに規定する高さのうち最高のもの

(2) 保管の場所から特定物が飛散し、流出し、若しくは地下に浸透し、又は悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

ア 特定物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

イ 特定物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた特定物の高さが、保管の場所の各部分について次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める高さを超えないようにすること。

(ア) 保管の場所の囲いに保管する特定物の荷重が直接かかる構造である部分(以下この項において「直接負荷部分」という。)がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点(当該点が2以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(イ) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次に掲げる部分に応じ、それぞれ次に定める高さ

a 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが50センチメートルに満たない場合にあつては、その下端)(以下この項において「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離2メートル以内の部分 当該2メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(a)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(a)又は(b)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(a) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

(b) (ア)に規定する高さ

b 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2メートルを超える部分 当該2メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(a)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(a)又は(b)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(a) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離2メートルの線を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が2以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(b) (ア)に規定する高さ

ウ その他必要な措置

(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(土地の利用方法を記載した書類の作成等)

第13条 条例第22条本文に規定する書類は、別記様式第4号により作成し、提出しなければならない。

(処分計画の事前協議)

第14条 条例第24条第1項に規定する協議は、別記様式第5号により行わなければならない。

2 条例第24条第2項本文に規定する変更の協議は、別記様式第6号により行わなければならない。

3 条例第24条第2項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 県外産業廃棄物の処分を開始しようとする日の遅延に係る変更
 - (2) 処分しようとする県外産業廃棄物の種類の減少に係る変更
 - (3) 中間処理産業廃棄物の処分計画に係る中間処理産業廃棄物の種類若しくは数量又は中間処理産業廃棄物のうち最終処分に供する数量の減少に係る変更
- (処分実績の報告)

第15条 条例第26条の規定による報告は、別記様式第7号により行わなければならない。

(公表)

第16条 条例第28条の規定による公表は、公告するほか、広く市民が知ることができる方法により行うものとする。

(県外事業者等への勧告)

第17条 条例第29条の規定による勧告は、別記様式第8号による計画書の提出を求めることにより行うものとする。

(身分証明書)


第18条 条例第31条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第9号によるものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

 別記様式第1号(第4条関係)

(表)

産業廃棄物保管届出書		年 月 日	
(あて先)新潟市長			
郵便番号			
住所(法人にあつては所在地)			
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
<p>下記のとおり自らが排出した産業廃棄物を屋外で保管したいので、新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例第8条の規定により届け出ます。</p>			
記			
保管する土地	所在地		
	面積	m ²	
	土地の所有者	氏名(法人にあつては主たる事業所の名称及び代表者の氏名)	
		住所(法人にあつては主たる事業所の所在地)	
保管する産業廃棄物	種類		
	上限数量 (容積又は重量)		

(裏)

産業廃棄物の	保管する産業廃棄物の主な搬入元	
	保管する目的	
	備考	

処理の計画	処 分 方 法	
	保管後の産業廃棄物の搬出先	
届出者の業種		
保管開始年月日		
保管終了年月日		
保管の方法	保管する土地の床面	
	環境保全のための措置	

- 注1 種類の欄には、保管用地で保管する産業廃棄物の種類を全て記入してください。
- 2 上限数量の欄には、保管する産業廃棄物の種類ごとの上限数量を記入してください。
- 3 処分方法の欄には、自己処理又は委託処理の区別を記入してください。
- 4 保管する土地の床面の欄には、当該床面から地下への浸透を防止するための措置の内容を記入してください。
- 5 環境保全のための措置の欄には、産業廃棄物の飛散若しくは流失、悪臭の発散、ねずみの生息又は蚊、ハエその他害虫の発生を防止するための措置の内容を記入してください。

一部改正〔平成23年規則3号〕

W別記様式第2号(第6条関係)

産業廃棄物保管変更届出書

年 月 日

(あて先)新潟市長

郵便番号

住所(法人にあつては所在地)

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり自らが排出した産業廃棄物の保管に関して届出の内容を変更したいので、新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例第9条の規定により届け出ます。

記

保管する土地の所在地		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

産業廃棄物保管廃止届出書

年 月 日

(あて先)新潟市長

郵便番号

住所(法人にあつては所在地)

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり自らが排出した産業廃棄物の保管を廃止したいので、新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例第10条の規定により届け出ます。

記

保管する土地の所在地	
廃止の年月日	

土地の利用方法に係る計画書

年 月 日

(あて先)新潟市長

郵便番号

住所(法人にあつては所在地)

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり土地の利用方法に係る計画を作成したので、新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例第22条の規定により提出します。

記

土地の所在地		
産業廃棄物の不適正な処分の再発の防止に関し講じた措置の内容		
利用方法に係る計画		
土地の譲渡又は貸与をする場合にあつては、譲渡又は貸与する相手方の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	住所	郵便番号 電話番号
	氏名	

注 計画書に記載した事項を証する書類及び図面を添付してください。

(表)

県外産業廃棄物処分計画協議書	
(あて先)新潟市長	年 月 日
郵便番号 住所(法人にあつては所在地) 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号	
下記のとおり県外産業廃棄物の処分をしたいので、新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例第24条第1項の規定により協議します。	
記	
1 処理施設	
名 称	
所 在 地	
処 分 の 方 式	中間処理()・最終処分()
2 県外産業廃棄物の処分期間	
県外産業廃棄物の処分期間	年 月 日から 年 月 日まで

(裏)

3 処分しようとする県外産業廃棄物の種類等 (産業廃棄物の種類：)			
	県外産業廃棄物を排出する事業場		
名 称	所 在 地	性 状	数 量

1				t
2				t
3				t
4				t
5				t
合 計				t
中間処理産業廃棄物の処分計画	種類及び数量			
	処分方法			
	中間処理産業廃棄物のうち最終処分に供する数量			
	最終処分場	名 称		
所在地				

注 「中間処理産業廃棄物の処分計画」の欄は、処理施設の処分の方式が中間処理の場合に記載してください。

県外産業廃棄物処分計画変更協議書

年 月 日

(あて先)新潟市長

郵便番号
 住所(法人にあつては所在地)
 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 電話番号

下記のとおり県外産業廃棄物の処分計画を変更したいので、新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例第24条第2項の規定により協議します。

記

変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
変更予定年月日		年 月 日

(表)

県外産業廃棄物処分実績報告書

年 月 日

(あて先)新潟市長

郵便番号
住所(法人にあつては所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

下記のとおり、新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例第26条の規定により、 年度の県外産業廃棄物の処分実績を報告します。

記

1 処理施設

名 称	
所 在 地	
処分の方式	中間処理()・最終処分()

2 県外産業廃棄物の処分期間

県外産業廃棄物の処分期間	年 月 日から 年 月 日まで
--------------	-----------------

(裏)

3 処分した県外産業廃棄物の種類等
(産業廃棄物の種類：)

県外産業廃棄物を排出する事業場	性 状	数 量
-----------------	-----	-----

	名 称	所 在 地		
1				t
2				t
3				t
4				t
5				t
合 計				t
中間処理産業廃棄物の処分実績	種類及び数量			
	処分方法			
	中間処理産業廃棄物のうち最終処分に供する数量			
	最終処分場	名 称		
所在地				

注 「中間処理産業廃棄物の処分実績」の欄は、処理施設の処分の方式が中間処理の場合に記載してください。

別記様式第8号(第17条関係)

(表)

<p>県外産業廃棄物処理計画書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>(あて先)新潟市長</p>	
<p>郵便番号 住所(法人にあつては所在地) 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号</p>	
<p>下記のとおり県外産業廃棄物の処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
<p>記</p>	
事業場の名称	
事業場の所在地	
事業の種類	
前年度の産業廃棄物の発生量	(種類) (発生量) t
本年度の目標	①産業廃棄物発生量 (種類) (発生量) t
	②自己直接再生利用量 t
	③自己直接埋立処分又は海洋投入量 t
	④自己中間処理量 t

(裏)

⑤自己中間処理残さ 量	t
----------------	---

⑥自己中間処理後再生利用量	t
⑦自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量	t
⑧直接委託及び自己処理後委託処分量	t
⑨県内処理施設搬入量	t

注1 この様式は、前年度に新潟県内に所在する産業廃棄物の処理施設で処分するために搬入した県外産業廃棄物を排出した事業場ごとに別葉としてください。

2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の小分類の区分を記載してください。

3 「前年度の産業廃棄物発生量」の欄は、前年度に当該事業場において生じた産業廃棄物のうち新潟県内に所在する産業廃棄物の処理施設で処分するために搬入した県外産業廃棄物の種類及び種類ごとの発生量を記載してください。

4 「本年度の目標」の欄は、当該年度の産業廃棄物処理に関して①から⑧までの欄のそれぞれに、(1)から(8)までに掲げる量について、その目標量を記載してください。

(1) ①欄 当該事業場において生ずる産業廃棄物の種類及び種類ごとの発生量

(2) ②欄 (1)の量のうち、直接自ら再生利用する量

(3) ③欄 (1)の量のうち、直接自ら最終処分場に埋立処分する量及び海洋投入処分する量

(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理する量

(5) ⑤欄 自ら中間処理を行った後の産業廃棄物の量

(6) ⑥欄 (5)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却する量

(7) ⑦欄 (5)の量のうち、自ら最終処分場に埋立処分する量及び海洋投入処分する量

(8) ⑧欄 (1)の量のうち他人に委託して処理する量に、(5)の量のうち他人に委託して処理する量を加えた量

(9) ⑨欄 (8)の量のうち、新潟県内に所在する産業廃棄物の処理施設で処分するために搬入する量

身 分 証 明 書		第 号
写 真	所 属	
	職 氏 名	
	生年月日	年 月 日
<p>上記の者は、新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例第31条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。</p>		
新潟市長		印

新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例(抜粋)

(立入検査)

第31条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者等、産業廃棄物の処理施設を設置している者若しくは特定物多量保管をしている者の事務所若しくは事業場、産業廃棄物の処理施設のある土地若しくは建物若しくは特定物多量保管の場所に立ち入り、産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは特定物多量保管に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物等若しくは産業廃棄物等であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。